

## IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会（第4回）議事要旨

### 1 日時

平成17年6月15日（水）14:00-16:00

### 2 場所

三田共用会議所 4階 第4特別会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）構成員

齊藤 忠夫（座長）、小菅 敏夫（座長代理）、相田 仁、五十川 洋一（代理 白澤進）、一井 信吾、冲中 秀夫（代理 澤田和良）、小澤 廣、加藤 朗、河村 真紀子、郷右近 一彦、櫻井 浩、志岐 紀夫（代理 加藤義文）、穴戸 一弥（代理 風間信男）、辻村 清行（代理 田口泰弘）、成田 昭彦、橋本 信（代理 栗野友文）、比留川 実、藤岡 雅宣、山崎 吉一（以上19名）

#### （2）総務省

有富総合通信基盤局長、江崎電気通信事業部長、金谷電気通信技術システム課長、門馬番号企画室長、深堀番号企画室課長補佐

### 4 概要

#### （1）前回研究会議事要旨（案）について

議事要旨（案）について修正点等がある場合は6月17日（金）17時までに総務省に連絡することとなった。

#### （2）前回宿題の回答について

総務省から前回宿題となっていた公衆電話からIP電話への発信にかかる料金については参考資料1に情報を追加した旨、説明があった。

#### （3）ワーキンググループの検討状況報告

相田構成員より、ワーキンググループでの検討状況報告が行われた。

#### （4）報告書（案）について

総務省による説明の後、質疑応答が行われ、構成員から次のような意見が出された。

報告書（案）48ページの固定電話の番号ポータビリティに関して、現在暫定的に

片方向で行われているが本来双方向で実現されるべきものであることを記載し、参考資料として過去の研究会の該当部分を添付することとなった。

報告書(案)28 ページの問8と29 ページの問9の回答同士の相関関係について調査することとなった。

報告書(案)37 ページのまとめで、緊急通報が可能な番号と不可能な番号を明記した上で、緊急通報が可能な番号と不可能な番号があることに注意が必要なことを明記することとなった。

報告書(案)概要10 ページで、「現状の半分程度の天気予報区程度の広さとする」という部分を、数が半分程度であることを明確に記述することとなった。

報告書(案)45 ページのまとめで、番号に係る信頼性については絶対的ではないにせよある一定の信頼性を持っていることを含め、理解しやすいように記述を行うこととなった。

報告書(案)48 ページで FMC のサービスとして利用する番号を具体的に例示しないこととなった。

報告書(案)61 ページの「新たな逼迫対策の総合評価」で新たな逼迫対策案について通常のひっ迫対策との違いがわかるようよりわかりやすい形で記述することとなった。

報告書(案)概要19 ページの「81.」を「1.8.」に修正し、報告書(案)68 ページの「(国番号).e164.arpa」を「(国識別).e164.arpa」と修正することとなった。

#### (4) 研究会報告書参考資料について

総務省より報告書の参考資料に関する説明があった。

#### (5) その他

総務省より、次回の会合については、パブリックコメントを行った後に7月目途に開催すること、また、パブリックコメントについては、6月17日(金)に予定しているとの案内があった。

以上